

大学院研究科学位申請等に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、昭和大学学位規則（以下「学位規則」という。）第22条の規定に基づき、本学の医学・歯学・薬学・保健医療学各研究科の学位申請に関し、必要な事項を定める。

(学位申請者の資格)

第2条 学位規則第4条及び第5条によって学位を申請する者は、所定の単位を修得したのち、学位論文を提出して、その審査を申請すること及び最終試験を受けることができる。

2 学位規則第6条によって学位を申請する者の資格については、別に定める。

(学位論文提出の手續)

第3条 学位論文の申請手續については、学位申請書に主論文、論文目録、論文内容要旨（1200字以内）、履歴書を所属する研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

2 主論文のほか、申請者の単独又は共著の論文があるときは、これを提出しなければならない。

3 論文提出に当たっては、学位申請者の指導教員の署名を要する。

(審査委員会)

第4条 学位規則第10条第1項に規定する審査委員会の委員については、主査1名、副査2名とし、学位申請者の指導教員が所属する研究科教授会に主査1名、副査2名を推薦し、承認を得る。

2 主査は当該研究科教授会の構成員とする。

3 副査は当該研究科の構成員として登録されている教授または准教授とする。

4 審査委員のうち、修士に係る審査については1名以上を、博士に係る審査については2名以上を教授としなければならない。

5 必要に応じ副査の数を増加し、本学他研究科及び当該研究科が認めている他大学・施設の教員等で、教授及びそれに準ずる教員等を加えることができる。

6 学位申請者の指導教員は、主査、副査に加わるができない。

(論文の公開)

第5条 論文申請者は、学位が授与されるまでに、学内で論文を発表し公開しなければならない。

2 第1項については、昭和大学学士会学術集会を公開の場にあてることができる。

(学位記授与の時期)

第6条 第2条1項に定める者の学位記授与は原則として3月及び9月とする。

2 第2条第2項に定める者の学位記授与は、研究科教授会の最終審査ののちに学長が承認し、行う。

(研究科標準修業年限終了時において学位を取得していない者の取扱い)

第7条 標準修業年限終了時において学位を取得していない者は修了延期とする。

2 修了延期者の学費については、別に定める。

(細 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

附 則

1. この内規は、平成26年10月1日から施行する。

2. この内規の施行に伴い、同日付で「医学研究科学位申請等に関する内規」「歯学研究科学位申請等に関する内規」「薬学研究科学位申請等に関する内規」「保健医療学研究科学位申請等に関する内規」を廃止する。

3. 第4条1項について、薬学研究科においては、薬学研究科博士課程設置に伴う経過措置として、同課程の最初の学位が授与されるまで（平成28年3月31日申請者まで）は主査1名、副査4名とする。

4. この改正内規は、平成27年4月1日から施行する。

5. この内規の改廃は、大学院各研究科教授会の承認を要するものとする。